生駒市設計業務等検査要領

（趣旨）

第１条　この要領は、生駒市契約規則（昭和３９年４月生駒市規則第６号。以下「規則」という。）第２４条第５項の規定に基づき、生駒市が発注する建設工事に係る設計業務等（以下「業務」という。）の委託契約の適正な履行を確保するために行う検査の実施に関し必要な事項を定めるものとし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による検査の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）調査職員　生駒市設計業務等監督要領に定める調査職員をいう。

（２）検査職員　契約検査課の検査職員をいう。

（検査職員）

第２条の２　検査職員は、生駒市行政組織規則（平成６年７月１日規則第２２号）第９条の８に規定する契約検査課に勤務を命ぜられた職員をもって充てる。ただし、検査の執行に当たって必要があると認めるときは、次に掲げる職員のうち、契約検査課長が検査補助職員として指名したものをもって充てることができる。

（１）検査業務等の主管課以外の課に属する職務の級が４級以上の職にあり、調査職員の経験が通算３年以上の職員（管理職を除く。）

（２）その他契約検査課長が特に認めた職員

（検査の種類）

第３条　検査は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）完了検査：業務の完了を確認するための検査

（２）部分払（部分引渡し）検査：契約書の規定により部分払いを行う場合、又は契約の目的物（以下「成果物」という。）の部分引渡しを受ける場合の検査

（検査の実施）

第４条　検査は、業務の履行が契約書及び設計図書の内容に適合したものであることを成果物および関係資料等で確認するものとする。また、現地確認が必要な場合は実地検査を行うことができるものとする。

（検査の立会い）

第５条　検査は、当該業務の調査職員及び受注者の立会いのもとに行うものとする。

２　受注者の立会いについては当該業務の管理技術者でなければならない。

（調査職員の検査準備）

第６条　調査職員は、検査の実施に際し自ら又は受注者に指示をして次に掲げる資料を準備するものとする。

（１）成果物

（２）契約書及び設計図書

（３）設計図書に定める履行報告に関する書類

（４）その他検査に必要があると認められる書類等

（検査の中止等）

第７条　検査職員等は検査を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止又は取りやめることができるものとする。

（１）正当な理由なく第５条に規定する検査の立会いを拒否されたとき。

（２）受注者又は管理技術者若しくはその使用人などが検査の執行を妨げ、検査の実施が困難なとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、検査することが不適当と認められるとき。

（検査職員等の検査対象業務）

第８条　検査職員等が検査を行う業務は、次に掲げるもののうち契約規則別表（第 17 条）の６の項に定める金額を超えるものとする。

（１）土木設計業務（上水道施設、下水道施設の設計業務を含む。）

（２）建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）

（３）契約の内容が複数の業務にまたがる場合で、契約の目的と各業務の金額を勘案した結果、主たる業務が前２号のいずれかに該当すると判断できる業務

２　前項各号以外の業務（測量業務、地質調査業務、調査・計画業務、診断業務、点検業務、工事監理（管理）業務、意図伝達業務などの業務をいう。）は原則として当該業務の担当課長（以下「担当課長」という。）が検査を行うものとする。

３　第１項の規定にかかわらず災害応急復旧工事に伴う業務は、担当課長が検査を行うものとする。

（検査職員等検査の手続き）

第９条　担当課長は、検査職員等が検査を行う業務について受注者から完了届を受理した場合は、契約検査課長に設計業務等検査申請書（様式第１号）を提出するものとする。

（検査結果の報告）

第１０条　検査職員等は、検査を完了した場合は、延滞なく当該検査の結果について、別に定める生駒市設計業務等成績評定要領の規定により市長に報告しなければならない。

（検査職員等検査後の措置）

第１１条　契約検査課長は検査の結果、業務の履行が契約書及び設計図書の内容に適合していないことを確認した場合は、担当課長に対し修補指示書（様式第２号）をもって修補を指示するものとする。

２　契約検査課長は検査の結果、業務の履行が契約書及び設計図書の内容に適合していることを確認した場合は、設計業務等完了調書（様式第３号）又は設計業務等部分払（部分引渡し）調書（様式第４号）を担当課長に送付するものとする。

（施行の細目）

第１２条　この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要領は、平成２３年７月１日から施行する。

２　この要領の規定は、一般競争入札にあっては公告日、指名競争入札にあっては指名通知日、

随意契約にあっては見積依頼日が平成２３年７月１日以降の業務に適用する。

附　則

この要領は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。